

消防危第88号
令和2年3月27日

改正 令和6年2月29日 消防危第40号

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長

】 殿

消防庁危険物保安室長
(公印省略)

給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(令和元年総務省令第67号)が令和元年12月20日に公布され、給油取扱所において、火災予防上の危険がある等の場合を除き、建築物の周囲の空地においても物品の販売等の業務が行えることとされました(令和2年4月1日施行)。

このことについて、消防庁主催の「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」(座長:吉井博明東京経済大学名誉教授)において給油取扱所におけるモデル検証の結果に基づき具体的な運用等が整理されたことを踏まえ、下記のとおり運用要領をまとめましたので通知します。

貴職におかれましては、下記事項に十分留意の上、その運用に配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨を周知されますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

また、本通知中においては、法令名について次のとおり略称を用いましたので御承知おき願います。

危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)・・・・・・・・・・・・規則

記

1 屋外での物品の販売等の業務に関する事項(規則第40条の3の6第2項第2号関連)

給油取扱所において屋外での物品の販売等の業務を行う場合には、以下の事項に留意すること。

(1) 出火・延焼防止上の留意事項

ア 物品販売等の業務において、火災の発生や延焼拡大の危険性を増大させないよう、裸

火等の火気を使用しないことや、可燃性蒸気の滯留するおそれのある場所では防爆構造の機器等を使用することを徹底すること。

- イ 防火塀の周辺において物品を展示等する場合は、防火塀の高さ以上に物品等を積み重ねないようにすること等、延焼拡大の危険性を増大させないようにすること。
- ウ 消火器や消火設備の使用の妨げとなる場所に物品を展示等しないこと。

(2) 危険物の取扱い作業上の留意事項

車両への給油、容器への詰替えや地下タンクへの荷卸し等、危険物の取扱い作業を行う際に必要な空間が確保されるよう、物品の配置や移動等の管理を適切に実施するための運用方法を計画し、必要な体制を構築すること。

(3) 火災時の避難に関する留意事項

火災時における顧客の避難について、あらかじめ避難経路や避難誘導体制等に係る計画を策定すること。

(4) 人・車両の動線に関する留意事項

物品販売等を行う場所は、人や車両の通行に支障が生じない場所とすること。なお、この場合において、必要に応じて、人・車両の動線をわかりやすく地盤面上に表示することや、ロープ等で明確にすることも検討すること。

2 予防規程に関する事項（規則第60条の2第1項第7号及び第11号関連）

1において策定した計画等については、予防規程又はこれの関連文書に明記すること。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：竹本、羽田野、河野

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534